

うるま市立天願小学校
新型コロナウイルス感染症対策学校生活ガイドライン



I 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開に向けた基本的な考え方

※新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドラインから(R2 3.24 通知)

1. 保健管理等に関すること

(1)感染症対策について

① 基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは、ア「感染源を絶つこと」 イ「感染経路を絶つこと」
ウ「抵抗力を高めること」である。

②ア「感染源を絶つこと」について

○発熱等の風邪の症状がみられる児童等については、自宅で休養させること。
を徹底すること。教職員についても同様の対応とすること。

○家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認。

○登校前に確認できなかった児童等については、保健室等での検温及び風邪
症状の確認。

③イ「感染経路を絶つこと」について

○手洗いや咳エチケットを徹底する。

④ウ「抵抗力を高めること」について

○免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけ
るよう指導する。

(2)専門家会議の提言を踏まえ、学校の対応について

①換気の徹底

○教室等のこまめな換気を実施すること。その際、衣服等による温度調節にも配慮
すること。

②近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等

○多くの学校においては人の密度を下げることに限界があり、学校教育活動上、
近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、飛
沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着するなどするよう指
導すること。

(3)医療的ケアが日常的に必要な児童等や基礎疾患等のある児童等について

①登校の判断

医療的ケアを必要とする医療的ケア児」の状態は様々であるが、医療的ケア児の中
には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リス
クが高いことから、医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏
まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基
づき個別に登校の判断をすること。また、基礎疾患等があることにより重症化する
リスクが高い基礎疾患児についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に
相談の上、登校の判断をすること。

Ⅱ うるま市立天願小学校感染症対策ガイドライン(総合編)

(新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A参照)

1 登校前

(1)家庭に協力を依頼すること

- ①児童（及び保護者）には、毎朝、自宅で検温するよう指示する。
- ②発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導すること（児童には、**検温票を配付し、毎日記入・提出を求めること**）
- ③感染症を予防するためには、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事などの日常の健康管理が重要であることを指導すること。
- ④マスクを着用して登校するよう指導する。

※基本的な考え方として、児童等の間に飛沫のかからないような十分な距離（多くの児童等が手の届く距離に集まらない状態）があり、かつ、換気を適切に行っている室内や屋外である場合には、マスクの着用は必ずしも必要ではありません。

2 登校後

(1)朝の会などについて

- ①登校前に検温できなかった児童については、職員室・PTA会議室等での検温及び風邪症状の確認をすること。（保健だより参照）
- ②教室での健康観察において、児童の健康状態（風邪症状の有無等）の確認
- ③手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用后など）や咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う、マスクの着用など）などの**基本的な感染症対策を徹底して、毎日指導する。**
※石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮する。
- ④手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導する。
- ⑤登校後に、発熱があった場合には、養護教諭または、教頭に連絡し、対応を引き継ぐ。（PTA 会議室で検温し、保護者へ連絡などの対応を行う。）
- ⑥発熱児童については、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。
（指導要録上は、「出席停止・忌引等の日数」として記録。）

(2)マスク着用について

- ①教室において、
 - ㊦児童の間に十分な座席の距離が取りにくく、近距離での会話や発声が必要な場合には、適切に換気を実施した上で、マスクを着用する。
※ただし、例えば、少人数の学級で、ある程度座席を離して配置することができる場合は、マスクの着用は必ずしも必要ではありません。（特別支援学級等）

②体育の授業

㊦移動について

○マスクを教室で外し、黙移動で運動場、体育館などに移動する。

㊧屋外での活動

○児童の間に十分な距離を取って行う。

㊨体育館等の屋内での活動

○換気を適切に実施し、かつ、児童等の間に十分な距離を取って行う。

㊩運動する際には、マスクは着用しない。(熱中症による死亡事故の報告あり)

(3) マスクを忘れた児童に対して

①保健室からに忘れた児童へ、布マスクの貸し出しを行う。借りた児童は、自宅にて洗濯した後に、担任に返却する。担任は、養護教諭に戻す。

(4) 水分補給について

①飛沫感染を防ぐため、冷水器からの飲水を収束まで禁止とする。

②個人の水筒から飲水する。忘れた場合は、水道水を手ですくって飲む。蛇口に口を近づけて飲まないように指導する。

3 休み時間について

(1)教室の換気について

①各休み時間、清掃時間、放課後に、2方向のそれぞれ1つ以上の窓(対角線上の窓を開ける)を広く開けて5分間以上換気を行う。

②換気の程度は天気や教室の位置によって異なり、状況に応じて対応する。

③授業中は、必要に応じて換気を行う。

④換気をすれば十分な感染予防ができるということではないため、あわせて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底する。

(2)体育館の換気について

①朝から1階の窓は開けておき、放課後に閉めることを基本とする。2階の窓は、その日の気温が高ければ開けるようにする。

②換気の程度は、天気によって異なり、状況に応じて対応する。

(3)教室移動について

①黙移動を徹底して行う。(マスク着用)

(4)休み時間の過ごし方について

①基本は、手洗い、トイレ、水飲み、学習用具の準備時間であることを指導する。

②児童間の密接な触れ合い(ハグ、握手、手遊び、プロレス等)は、収束まで禁止。

③教室内でのトランプ、かるた、オセロ、将棋などは、事前に消毒し、必ずマスクを着用して行う。

④屋外での遊びについても、身体接触があるもの(鬼ごっこ等)は、収束まで禁止。

⑤休み時間毎に、順番等を決めておき、定期的に手洗いをするを徹底する。

4 給食・清掃について

(1)給食について

- ①給食当番はもとより、児童等全員が食事の前の手洗いを徹底する。
- ②配膳については、手を確実に洗い、マスクを必着した当番のみが行う。
※バイキング形式での配膳は、配膳の食器を多数の児童が、触ることから行わない。
- ③配膳を待つ児童は、一定の距離を保って並ぶ。(教室に線を引くなどして対応)
- ④児童が対面して食べる形態を避け、会話を控えさせる。
- ⑤マスクの管理は、児童が机の中に入れるなど個人で管理させる。
- ⑥給食食材について、児童間同士の譲渡は行わない。
- ⑦片付についても、一斉に片付けるのではなく、先に食べたものから順番に片付ける。

(2)清掃について

- ①黙清掃の徹底。
- ②密になって清掃することがないように指導する。
- ③児童が、教室や各清掃分担区にある階段の手すり、ドアノブ、スイッチ、教具、パソコン、蛇口、窓枠などの消毒を行う。その後、担任が点検を行う。清掃分担区外について、担外が消毒を行う。

5 帰りの会・下校後について

(1)帰りの会

- ①翌日は、検温を行って登校することを指導する。
- ②感染症を予防するためには、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事などの日常の健康管理が重要であることを指導すること。
- ③マスクを着用して登校するよう指導する。
- ④放課後は、日直や清掃当番などを活用して、ドアノブ、スイッチ、教具、パソコン、蛇口、窓枠などの消毒を行う。

(2)下校について

- ①放課後、補習指導を行う時は、換気を行い、児童の席を離して行うよう指導する。
- ②児童は、速やかに下校し、不要不急の外出を避けるよう指導する。
- ③友達の家に行って部屋で遊ぶことや外で遊ぶことも、収束までは控えるよう指導する。

6 その他

(1)児童の心のケア等に関することについて

- ①学校再開後についても、児童の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている児童も存在すると考えられる。については、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察(顔の色、表情、体の状態)等から、児童の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応していく。

- ②新型コロナウイルス感染症に関する「3つの顔」を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、偏見や差別が生じないように十分配慮する。
- ③子供や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口として、「24時間子供SOSダイヤル」等を文部科学省ホームページやSNS等を適宜活用する。
- ④DVなどに悩んでいる場合の窓口「DV防止対策相談窓口フリーダイヤル0120-279-889」を適宜活用する。
- ⑤親の意思やその他の事情により、やむを得ず登校できない児童に対して、児童の状況等も踏まえながら、学校が指導計画を踏まえたワークブックやプリント、作文など適切な家庭学習を課すとともに、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話、電子メール等の様々な手段を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握する。

(2)感染のリスクが高い各教科等の一部の実技指導とその対応について

①音楽

- 狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動について、年間指導計画の中で指導の順序を変更する。
- 歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。

②家庭科

- 調理などの実習について、年間指導計画の中で指導の順序を変更する。
- 衛生管理をより一層徹底すること。

③体育科・保健体育科

- 児童が密集する運動や児童が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動について、年間指導計画の中で指導の順序を変更する。
- 個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなどの工夫をすること。
- 一斉臨時休業及び春季休業期間において、運動不足となっている児童もいると考えられるため、当面、体育の授業開始時には準備運動を十分に行う。
- 可能な限り授業を屋外で実施したり、児童が集合・整列する場面を避けるなどの工夫をするとともに、用具を使用する前に消毒したり、授業の前後に手洗いを徹底するなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じる。

(3)学校内で共用される用具や備品について

①物品の共用による接触感染防止について

- 学校では様々なものを共用しており、用具や物品の共用を避けることができれば避けるようにしますが、共用を避けるのが難しいものについては、使用后、児童に、手洗いをする指導を徹底する。
- 各教科等に共通する感染症対策として、使用する学級が、学年共用の教材、教具、情報機器などを使用前に適切に消毒する。

(4)その他の学校行事について

- ①儀式的行事（着任式・離任式、新入生との対面式など）
 - 離任者・着任者や児童会などのメッセージについて、校内放送（音声や映像など）を活用したり、学校だよりに掲載したりする。
- ②文化的行事（学習発表会、音楽会、クラブ発表会、文化祭など）
 - 小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルのみとする。
 - 学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流すなど工夫をする。
- ③健康安全・体育的行事（健康診断、避難訓練、運動会など）
 - 健康診断について、保健室への入退室等について小グループごとにするなど、待ち時間が多くなならないよう十分配慮する。
 - 避難訓練や引き渡し訓練、防犯訓練などについて、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにする。
- ④運動会については、
 - 3密の条件が重なることのないよう、実施内容や方法（例えば、半日での開催など）の工夫が必要。
 - 地域の感染状況等も踏まえ、必要に応じて運動会等の延期など実施時期についても検討をする。
 - 特に、児童が密集する運動や、児童が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は、実施を見合わせる。
 - 開閉会式での児童の整列、児童による応援、保護者等の参観、児童や保護者が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。
- ⑤遠足・集団宿泊的行事、旅行
 - バス等による移動に際して、車内の換気に十分留意し、マスクを着用し、余裕をもって座れるようにする。
- ⑥勤労生産・奉仕的行事（校内美化活動や地域清掃など）活動
 - 校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施する。